

証券コード 3456
2023年11月6日
(電子提供措置の開始日2023年11月6日)

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅三丁目22番8号
株式会社TSON
代表取締役社長 金子 勇樹

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社臨時株主総会（以下、「本総会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「臨時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。
当社ウェブサイト <https://www.tson.co.jp/ir/>
また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。
東証証券取引所ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
上記のウェブサイトへアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。
なお、当日ご出席されない場合は、後記の参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご記入いただき、ご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年11月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅一丁目1番1号
JPタワー名古屋 13階 キュンメル
3. 目的事項
決議事項
議案 TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件

以 上

~~~~~  
◎お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎修正が生じた場合について

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて、修正内容を掲載させていただきます。

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会 社 T S O N  
代表取締役社長 金子 勇樹

### 2. 議案及び参考事項

議案 TOKYO PRO Market における当社株式の上場廃止申請の件

当社は2015年3月、東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場いたしました。株式上場によって顧客の拡大や優秀な人材の採用ができ、当社の主力事業である不動産特定共同事業の実績も積み上げ社会的信頼性や認知度向上により、当初目標としていた資金調達の実現が多様化を実現できました。株式上場は更なる成長、飛躍をもたらす基盤として、一定の目的を果たしたと認識しております。

しかし、今後、経営環境が厳しくなる中、より一層スピード感のある経営判断や経営の自由度が求められることに即応するため、また、関東圏への更なる拡大を迅速に推進するため、そして何よりもグループ会社とのシナジー効果を期待できるものと判断し、上場廃止を申請することが妥当であるとの結論に至りました。

ただし、当社は、上場適格性維持に関して、以下のような点について担当 J-Adviserであるフィリップ証券株式会社から懸念を示されたことも、今回、上場廃止を申請する理由となっております。現在は、以下の点については解消されておりますが改めて内容について記載いたします。

・2023年9月4日付開示資料「2023年6月期計算書類及びその附属明細書に対する監査意見不表明に関するお知らせ」のとおり、当社は、2023年8月28日に、2023年6月期の計算書類及びその附属明細書に関し、当社の会計監査人である監査法人コスモスより、会社法第436条第2項第1号の規定に基づく監査及び会社法第444条第4項の規定に基づく監査について、監査意見を表明しない旨の監査報告書を受領しております。意見不表明の根拠としては、関連当事者取引について会社から提供された監査証拠が、監査実施過程で入手した他の定性的な情報と不整合である点が散見されたこと及びそれは他の監査手続によっても確認又は検証することができなかつたためです。その結果、関連当事者取引の正確性、網羅性及び期間帰属について不十分な監査証拠のみの入手に留まり、関連当事者取引に係る計算書類を構成する数値に関して修正が必要となるか否かについて判断することが出来なかつたとの説明を当社は監査法人コスモスより受けていた点。

しかし、最終的には2023年10月6日付開示資料「第15期定時株主総会の継続会の開催日時等に関するお知らせ」のとおり同監査法人は「無限定適正意見」を表明しております。

・2023年9月26日付開示資料「2023年6月期発行者情報の提出遅延に関するお知らせ」のとおり、当社は、2023年6月期の決算業務において、2023年6月期になって関連当事者取引が増加したことなどを監査法人コスモスより指摘されていたことなどにより、監査法人コスモスとの折衝に時間を要している中、9月11日に第15期定時株主総会招集通知を発送した後においても、監査法人コスモスより関連当事者取引に関して会計処理の一部修正を指摘されておりました。そして、監査法人コスモスによる2023年6月期の金融商品取引法に係る監査が終了した日が2023年10月31日となり、2023年6月期発行者情報について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第1項に定める期限（2023年9月30日）までに提出できなかった点。

2023年6月期の金融商品取引法に係る監査に関しても、最終的には、同監査法人は「無限定適正意見」を表明しており、当社は2023年10月31日に発行者情報を提出いたしました。

以上